

岐阜県公報

目次

規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(情報産業課)

ページ

規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十号

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則(平成八年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「における当該指定に係る施設の使用について」を削り、「次条」を「次項、次条」に改める。

第五条中「条例別表第一」を「条例別表」に改める。

第九条第一項第一号中「本館等(本館、第一別館及び第二別館並びにそれらの附属施設設備等をいう。以下同じ。)」を「ソフトピアジャパンセンター(以下「センター」という。)」に改める。

第九条の二から第九条の四までを削る。

第十二条中「本館等」を「センター」に改め、「限り、」の下に「第五条及び」を加える。

第十三条中「ソフトピアジャパンセンター」を「センター」に改める。

別表第一一の表一の項中「第六中会議室、和室会議室」を削り、同表二の項中「第九中会議室」を削り、別表第一四の表一の項中「第一中会議室、第二中会議室、第一小会議室」を「第一小会議室」に、「第三小会議室、第四小会議室、第五小会議室及び第六小会議室」を「及び第三小会議室」に改め、別表第一備考第一号中「第六中会

議室、和室会議室」を削る。

別表第二二一の表及び二の表中

ダイナミックマイク(スタンド付)	一本	
同時通訳設備	一式	一〇
同時通訳受信機	一台	

をダイナミックマイク(スタンド付)一本一〇に改め、

別表第二二四の表中

プロジェクター(フロント式)	一台	一、四二〇
映像変換装置	一台	八一〇

を

プロジェクター(フロント式)一台一、四二〇に、

講演卓	
第六中会議室	
研究開発室映	
研究開発室映	
スタジオ収録	
立体映像上映	

映像設備	一式	一四、八〇〇
	一台	一一〇

像入出力装置(一)

一式

一時間につき三八〇

像入出力装置(二)

一式

一時間につき一九〇

像入出力装置(三)

一式

一時間につき四五〇

機器

一式

一時間につき一、八三〇

設備

一式

一時間につき六二〇

講演卓

一台一〇〇に改め、別表第二二の表中

映像調整設備	
ノート型パーソナルコン	

プロジェクター	一式	二、〇〇〇
コンピュータ	一台	六五〇

ノート型パーソナルコンピュータ	一台
-----------------	----

六五〇に改める。

別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第六号様式中「~~並置型パーソナルコンピュータ~~」を「~~並置型パーソナルコンピュータ~~」に改める。

別記第八号様式、別記第十号様式及び別記第十一号様式中「~~並置型~~」を「~~並置型~~」に改める。

別記第十二号様式から別記第十五号様式までを削る。

附則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十六日発行

発行者
岐阜県

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三一
岐阜文芸社